

「令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運営業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運営業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的・概要

若年求職者等を安定的な雇用に結び付けるため、宮城県が設置している「みやぎ若年者就職支援センター（通称：みやぎジョブカフェ。以下、「みやぎジョブカフェ」という。）」において、地域の企業、団体及び教育機関との幅広い連携・協力の下、キャリアコンサルティング、就職支援セミナーや雇用関連の情報提供等、様々な就職支援をワンストップで行う。

2 業務内容

(1) 委託業務の内容

「令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運営業務」企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所

みやぎジョブカフェ及び県内

3 企画提案に応募できる者に必要な資格等に関する事項

次の全ての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- (1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (2) 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (7) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (8) 下記6の説明会に参加すること。

4 企画提案の事項

- (1) 履行場所の雇用情勢の現状と課題分析，課題解決の方向性
- (2) 新規登録者及び就職者の目標人数
- (3) みやぎジョブカフェにおいて行うキャリアコンサルティング実施体制及び事業計画
- (4) みやぎジョブカフェにおいて行う各種就職支援セミナー（幅広い年齢層に対応するための工夫を盛り込むこと）の実施体制及び事業計画
- (5) 臨床心理士又は公認心理師の配置による相談の実施体制及び事業計画
- (6) 企業採用コンシェルジュによる企業支援
- (7) 就職氷河期世代への支援に関する実施体制及び事業計画
- (8) 事業の効果的な周知
- (9) 宮城労働局が行う地域連携事業を効果的に活用するための取組
- (10) 業務に従事する者の確保，質の向上及び新年度事業への移行体制
- (11) 関係機関との連携体制
- (12) その他（類似事業の受託実績等，提案に関連し参考となる項目）

5 事業費（委託上限額）

この案件に係る事業費（委託上限額）は，42,964,000円（消費税及び地方消費税（10%相当）の額を含む。）とする。

なお，上記のうち就職氷河期世代の支援に関する事業費は6,330,000円とする。

6 募集内容に関する説明会

説明会を次のとおり開催する。説明会への参加は，企画提案書を提出する必須条件とする。

- (1) 開催日時 令和5年1月25日（水） 午後2時から
- (2) 開催場所 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室
- (3) 参加人数 1事業者につき2名までとする。
- (4) 申込先 宮城県経済商工観光部雇用対策課（若年者雇用担当）
- (5) 申込方法 別紙様式『説明会参加申込書』を用いて，電子メールの方法のみにより受け付けるものとする。
電子メールアドレス koyouj@pref.miyagi.lg.jp
- (6) 申込期限 令和5年1月24日（火）午後5時まで
- (7) 持ち物 本募集要領及び仕様書

7 募集内容に関する質問受付及び回答

本募集内容に関する質問については，質問書（様式第1号）を提出すること（口頭及び電話による照会については応じない。）。

- (1) 受付期間 令和5年1月25日（水）上記6説明会終了後から
令和5年1月30日（月）午後5時まで

- (2) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課（若年者雇用担当）
- (3) 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールの方法のみにより受け付けるものとする。
電子メールアドレス **koyouj@pref.miyagi.lg.jp**
- (4) 回答 質問に対する回答は、上記6説明会参加者に対し、E-mailによる一斉送信により行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和5年2月7日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課（若年者雇用担当）
〒980-8485
宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 仙台マークワン12階
みやぎ若年者就職支援センター内
- (4) 提出書類
- イ 企画提案届出書（様式第2号） 1部
 - ロ 企画提案書 8部
 - ・規格：A4判，片面印刷で35ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。表紙を付け，ページの通し番号を付すること。表紙には，提案者の名称を記載すること。）
 - ハ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部
 - ニ 事業経費参考内訳書（様式第4号） 1部
- (5) 提出後の変更
提出された書類について，提出後の差し替え，変更及び取消は一切認めない。また，提出された書類は，一切返却しない。
- (6) 無効の取扱い
次のいずれかに該当する場合は，無効とする。
- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合，又は文意が不明である場合
 - ロ 本募集要領等に従っていない場合
 - ハ 上記6に示す説明会に参加しなかった者による企画提案書の提出
 - ニ 下記9に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - ホ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - ヘ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ，または不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - ト 次に該当する場合
民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反），第93条（心裡留保），第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(7) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

9 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

「令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運營業務」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査方法

- イ 応募のあった企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、下記（3）の評価基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。
- ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が高点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。
- ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 評価基準

- イ 評価点は、次の評価項目及び配点（合計100点）とする。

評価項目	配点
イ 履行場所の雇用情勢の現状と課題分析，課題解決の方向性 (イ) 履行場所の雇用情勢の現状と課題を的確に把握・分析し，課題解決の方向性が妥当か	5点
ロ 新規登録者及び就職者の目標人数 (イ) 新規登録者及び就職者の目標人数の設定は，実現性があり，適切であるか	5点
ハ みやぎジョブカフェにおいて行うキャリアコンサルティングの実施体制及び事業計画 (イ) キャリアコンサルティングの実施体制は適切であるか (ロ) キャリアコンサルティングの内容は効果的で実現性があるか	20点

ニ みやぎジョブカフェにおいて行う各種就職支援セミナー（幅広い年齢層に対応するための工夫を盛り込むこと）の実施体制及び事業計画 （イ）セミナーの実施体制は適切であるか （ロ）セミナーの内容は効果的で実現性があるか	10点
ホ 臨床心理士又は公認心理師の配置による相談の実施体制及び事業計画 （イ）臨床心理士又は公認心理師の活用方法は適切であるか	5点
ヘ 企業採用コンシェルジュによる企業支援 （イ）企業支援の提案内容は企業の人材確保に有効であり、実現性があるか （ロ）成果目標としての支援企業の就職決定率20%以上に向けた取組は適切であるか	15点
ト 就職氷河期世代への支援に関する実施体制及び事業計画 （イ）就職氷河期世代に対するキャリアコンサルティングの実施体制は適切であるか （ロ）就職氷河期世代向け就職説明会の開催内容は効果的で実現性があるか （ハ）周知・広報方法は就職氷河期世代に対して効果的であるか	15点
チ 事業の効果的な周知 （イ）事業の周知方法は有効であるか	5点
リ 宮城労働局が行う地域連携事業を効果的に活用するための取組 （イ）みやぎジョブカフェの全体事業の中における地域連携事業の位置付け、県事業との連携及び活用策は有効か	5点
ヌ 業務に従事する者の確保、質の向上及び新年度事業への移行体制 （イ）キャリアコンサルタントの確保には確実性があり、また、研修体制は適切であるか。更に、新年度への移行体制は適切であるか （ロ）企業採用コンシェルジュ及び事務員の人員体制は適切か、また、確保には確実性があるか	10点
ル 関係機関との連携体制 （イ）どのような組織・機関を関係機関として認識し、また、各々とどのような関係を構築するのか	5点
合 計	100点

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日 令和5年2月10日（金）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、（3）評価基準に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは（2）イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和5年2月10日（金）に選定結果及び上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を電子メールにて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を電子メールにて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和5年2月15日(水) ※開始時刻は改めて通知する。

ロ 実施会場 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室

ハ 審査方法

(イ) 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

(ロ) 応募者1者当たりの持ち時間は50分(説明25分、質疑応答15分、評価10分)とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

(ニ) 応募者は、応募した企画提案書(書面)に基づいて提案内容の説明を行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を通知するほか、企画提案者の名称及び評価点数を公表する。ただし、公表に当たっては、選定された契約予定者以外は個別の評価点数が特定できないよう配慮する。

(6) その他

審査(選定)内容に関する質問には応じられない。

10 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

選定委員会の委員による評価を実施し、各委員が採点した得点の総計の平均が6割以上の場合は、当該者を契約予定者として決定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

11 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

1.2 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・令和5年1月19日(木)
(県出納局契約課及び県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。)
- (2) 募集内容に関する説明会・・・・・・・・・・令和5年1月25日(水)
- (3) 募集内容に関する質問受付・・・・・・・・・・令和5年1月25日(水) 説明会終了後から
令和5年1月30日(月) 午後5時まで 必着
- (4) 質問に対する回答・・・・・・・・・・令和5年2月3日(金)
- (5) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・・・令和5年2月7日(火) 午後5時まで 必着
- (6) 一次審査(実施する場合)・・・・・・・・・・令和5年2月10日(金)
- (7) 一次審査の結果(実施する場合)及び
プレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・・・令和5年2月10日(金)
- (8) プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・令和5年2月15日(水)
- (9) プレゼンテーション審査結果の発表・・・・・・・・・・令和5年3月上旬
- (10) 契約の締結・・・・・・・・・・令和5年4月1日

1.3 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。
- (5) 本事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始(歳出予算成立)前に企画提案の手続を進めているものである。
したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、非開示部分(個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など)を除き、開示することとなる。

(様式第1号)

「令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運営業務」に係る
質 問 書

質問者	事業者名		
	連絡先	担当者名	
		TEL	
		FAX	
		E-mail	
質問内容			

注意事項

- ・ 本企画提案については、令和5年1月25日（水）に説明会を開催し、説明会の中で質問を受け付けますが、説明会後に追加で質問がある場合は、**必ず本様式を使用しE-mailにより下記宛て送付願います。（提出期限：令和5年1月30日（月）午後5時まで（必着）**
- ・ 電話や口頭による質問、直接手渡しでの本書のやり取りは受け付けません。

送付先

宮城県経済商工観光部雇用対策課（若年者雇用担当）

E-mail koyouj@pref.miyagi.lg.jp

(様式第2号)

「令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運営業務」に係る
企画提案届出書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 応募事業者等の概要

事業所等所在地	〒		
	TEL		
	FAX		
事業者名	(フリガナ)		
設立年月日			
主な業務			
従業員数	人		
代表者職名・氏名			
担当者部署名		担当者名	
担当者電話番号		E-mail	

2 添付書類

- ・企画提案書
- ・【様式第3号】企画提案応募条件に係る宣誓書
- ・【様式第4号】「令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運営業務」
企画提案における事業経費参考内訳書

(様式第3号)

企画提案応募条件に係る宣誓書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名 印

令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運營業務受託事業者としての応募に当たり、下記の全ての条件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- 1 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者である。
- 2 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でない。
- 4 この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない。
- 5 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない。
- 6 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しない。
- 7 当該業務の円滑な履行ができる体制を整備できる。

(様式第4号)

「令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運営業務」企画提案における
事業経費参考内訳書

所在地
事業者名
代表者氏名 印

(本体業務)

科目		金額(円)税抜き	備考
管理費			
	管理費計(A)		
事業費			
	事業費計(B)		
	合計(C=A+B)		
	消費税(10%)		
	経費合計		

(就職氷河期世代支援業務)

科目		金額(円)税抜き	備考
管理費			
	管理費計(A)		
事業費			
	事業費計(B)		
	合計(C=A+B)		
	消費税(10%)		
	経費合計		

※ 科目は適宜設定して差し支えない。

(様式第5号)

取 下 願

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

印

都合により、令和 年 月 日付けで提出した令和5年度みやぎ若年者就職支援センター運営業務の企画提案に係る企画提案書を取り下げます。